

就労証明書

R6.10月改正版

斑鳩町長

就労証明書については、斑鳩町ホームページからエクセルデータをダウンロードしてデータ入力後プリントアウトし、ご提出いただくことも可能です。

自営業の方は、「事業の確定申告書控」「個人事業の開業届」「営業許可証」「法人登録簿」のいずれかの書類を必ず添付してください。

事業主さまへ

大変お忙しい中、ご記入ありがとうございます。裏面の留意事項をご確認のうえ、証明方よろしくお願ひしませう。記入に関してご不明な点は、お問い合わせください。

問合先：斑鳩町教育委員会事務局総務課
電話：0745-74-1123（直通）

証明年月日は必ず記入してください。

証明日 西暦 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
事業所名 株式会社 〇〇商事
代表者名 代表取締役 〇〇 △△
所在地 奈良県奈良市〇〇1-1-1
電話番号 〇〇〇〇 - 〇△ - 〇〇〇〇
担当者名 人事課 〇〇 〇〇
記載者連絡先 〇〇〇〇 - 〇△ - 〇〇〇〇

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

①該当項目を選択。“その他”の場合は、具体的な内容を()内に記入してください。

③該当項目を選択し、採用年月日を記入してください。“有期”の場合は、雇用終了日(予定日)を記入してください。

③有期雇用の場合は満了日を記入してください。

⑥変則就労の場合シフト表(1か月分)を添付してください。

⑦新規採用や復職予定の場合は、就職後・復職後の就労見込を記入してください。

⑧取得予定がある場合は必ず記入してください。取得予定のない方が、認定後制度を取得し査定時点での指数と異なる状況となった場合は、認定取消となる可能性があります。

⑨その他特記事項がある場合はご記入ください。

Main application form with 19 numbered items including: 1. Industry (業種), 2. Applicant Name (フリガナ/本人氏名), 3. Employment Period (雇用/本人就労先事業所), 5. Employment Status (雇用の形態), 6. Working Hours (就労時間), 7. Working Record (就労実績), 8. Pre/Post-work Leave (産前・産後休業), 9. Childcare Leave (育児休業), 10. Leave other than childcare (産休・育休以外の休業), 11. Resumption (復職), 12. Short-time Work (育児のための短時間勤務), 13. Part-time Status (保育士等としての勤務), 14. Contract Renewal (雇用契約の満了), 15. Childcare Shortening (入所内定時育休短縮), 16. Childcare Extension (育休延長), 17. Single Appointment (単身赴任), 18. Remarks (備考欄), 19. Guardian Information (保護者記載欄).

留意事項

- ※代表者印(事業所印)を省略される場合は、代替の確認方法としてご本人様の就労を確認できるもの(健康保険証や社員証など)の提示が必要となります。
 - ※記載内容を訂正する場合は、訂正箇所には必ず代表者様または事業所様の訂正印が必要です。
 - ※3 雇用(予定)期間が有期の場合、更新毎に就労証明書の作成および提出が必要です。
 - ※5 自営業主の方は、「事業の確定申告書の控」、「個人事業の開業届」、「営業許可証」、「法人登録簿」のいずれかの書類を必ず添付してください。
 - ※6 就労時間は、休憩時間を含む労働契約上の正規の勤務時間をご記入ください。
 - ※6 変則就労の場合、直近1か月分のシフト表など、就労状況がわかる資料を添付してください。
 - ※7 就労実績には過去3か月の就労実績もしくは今後の就労見込日数・時間をご記入ください。
 - ※7 育児休業から復職される場合の就労実績は、復職後の就労見込日数・時間をご記入ください。
(復職後は復職の証明として、就労証明書を再提出していただく必要があります。)
 - ※11 認定希望日までには復職していただくことが条件となります。
 - ※12 育児のための短時間勤務を取得している(予定含む)場合は、取得後の勤務条件をご記入ください。
- ※記載内容に不備や不明点がある場合は、事業所ご担当者様に直接ご連絡させていただくことがあります。
- ※申請時の就労状況(就労先・就労日数・就労時間等)が認定後も継続するものとして選考します。
- ※入園時点または認定後で、就労状況に変更があった場合は認定取消となる場合があります。
短時間勤務の取得を予定している場合は、取得後の勤務条件をご記入ください。